

審　　査　　基　　準

令和元年12月1日作成

法　　令　　名：技能検定員審査等に関する規則

根　　拠　　条　　項：第16条第1項

処　　分　　の　　概　　要：教習指導員資格者証の再交付

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法　令　の　定　め：

審　　査　　基　　準：

標　　準　　処　　理　　期　　間：4日。ただし、行政庁の休日は含まない。

申　　請　　先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。

問　　い　　合　　わ　　せ　　先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）

備　　考：